

地震により被災されたみなさまには心よりお見舞い申し上げます

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により被災された方にかかる措置について、下記とおりお知らせします。

被保険者証等の提示について

地震による被災に伴い、被保険者証の紛失等により、保険医療機関等に被保険者証等を提示できない場合、次の事項を申し立てることにより健康保険で受診することができます。

(1) 氏名 (2) 生年月日 (3) 連絡先（電話番号等）

(4) 事業所名

被保険者証「再交付申請書」の提出が困難な場合は、下記までご連絡下さい。

一部負担金の徴収猶予の措置等について

災害救助法の適用市町村※にお住まいの方につきましては、被災状況に応じて、次の措置をとることができますので、ご連絡をお願いします。

(1) 一部負担金の徴収猶予及び減免の措置

(2) 任意継続被保険者にかかる保険料の延長・納付猶予の措置

(3) 保険給付費等の速やかな審査・支払の措置

※（6月18日適用）【大阪府】大阪市・豊中市・吹田市・高槻市・守口市
枚方市・茨木市・寝屋川市・箕面市・摂津市
四條畷市・交野市・三島郡島本町

以上のことに関するお問合せ・ご連絡は、給付課（06-6765-9212）まで

関西文紙情報産業健康保険組合